

令和8年度（2026年度）熊本県インスタグラム等の動画・画像共有サービスを用いた潜在保育士等に向けた情報発信等業務委託に係る企画コンペ募集要領

1 企画コンペ実施の目的

インスタグラム等の動画・画像共有サービスの特性を生かし、保育士資格を有しているものの、現在保育士等で働いていない人（潜在保育士）へ向け、保育士・保育所支援センターや保育の魅力等を、分かりやすく親しみやすい動画・画像を用いて伝えることができる業者を選定するため、企画コンペを実施する。

2 委託する業務

別添2「令和8年度（2026年度）熊本県インスタグラム等の動画・画像共有サービスを用いた潜在保育士等に向けた情報発信等業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から令和8年（2026年）3月26日（金）まで

4 企画コンペの概要

（1）名称

令和8年度（2026年度）熊本県インスタグラム等の動画・画像共有サービスを用いた潜在保育士等に向けた情報発信等業務委託に係る企画コンペ

（2）課題

業務委託に関する具体的手法と実施内容に関する企画・提案

（3）スケジュール

公募開始	令和8年1月26日（月）
参加表明書 提出期限	令和8年2月9日（月）
質問票 提出期限	令和8年2月9日（月）
企画提案書 提出期限	令和8年2月20日（金）
企画コンペ	令和8年3月4日（水）
審査結果通知	令和8年3月上旬
受託候補者見積書提出	令和8年3月中旬
業務委託契約締結	令和8年3月下旬 ※予定
事業開始	令和8年4月 ※予定

5 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。
- ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 平成3年法律第77号。以下（「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 共同企業体を構成して申請する場合は、以下を全て満たすこと。
- ア 代表団体を選出し県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ウ 一申請者一提案
申請については、一申請者につき一提案とする。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできないものとする。
なお、代表団体及びその構成員は上記の（1）～（6）のすべてを満たすこととする。
- エ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 次の事項を定めた共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
 - ・目的
 - ・共同企業体の名称
 - ・構成員の名称及び所在地

- ・代表者の名称
- ・代表者の権限
- ・構成員の出資比率
- ・構成員の責任
- ・取引金融機関
- ・業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ・業務履行中における構成員の破産及び解散に対する措置
- ・解散後の瑕疵担保責任
- ・その他必要な事項

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制が構築できる者であること。

6 受託者の選定方法

(1) 実施方法：企画コンペ（プレゼンテーション）

(2) 日時

令和8年（2026年）3月4日（水）

※詳細な時間については、参加者へ別途通知

(3) 場所

熊本県庁防災センター101会議室

(4) 内容

1者当たりプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度、合計30分程度

(5) 選考

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った事業者を契約先候補として決定する。

(6) 審査基準

別添3「令和8年度（2026年度）熊本県インスタグラム等の動画・画像共有サービスを用いた潜在保育士等に向けた情報発信等業務委託企画コンペ審査基準」とおり。

(7) 審査員

①熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課長

②熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課審議員

③熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課幼児教育・保育班課長補佐

7 参加申込み

(1) 提出物

ア 参加表明書及び参加資格確認申請書（様式1） 1部

イ 法人に関する調書（様式2） 1部

会社概要のわかるパンフレット等を添付すること。

ウ 登記事項証明書 1部

法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。

エ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し 1部

オ 納税証明書（原本、3か月以内に発行されたもの） 1部

(ア)消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

(イ)県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額はありません。」の証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人都民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

カ 委任状 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※令和7年度（2025年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからオまでの書類を省略することができる。その場合、別紙様式1にある「令和7年度入札参加資格者番号」欄に該当する登録番号を記入すること。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）2月20日（金）17時まで

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

8 提案書の提出

(1) 作成方法

次の項目を盛り込んで作成すること。

ア 企画提案書提出書（様式3）

イ 提案内容

以下(ア)～(コ)の項目について、「6受託者の選定方法」及び別添3「令和8年度（2026年度）熊本県インスタグラム等の動画・画像共有サービスを用いた潜在保育士等に向けた情報発信等業務委託に係る企画コンペ審査基準」を踏まえた上で、実際の事業をイメージできるよう画像や絵コンテ等も用いて提案すること。

(ア) 動画等を投稿するインスタグラム等の動画・画像共有サービス

・動画を投稿するインスタグラム等の動画・画像共有サービスはメインターゲ

ット（20～40代）の視聴者への発信力が高い媒体であるか示すこと。

(イ) 動画の長さ、制作本数及びインプレッションの増加に向けた工夫

- ・委託期間中に制作する1本あたりの動画の長さ及び本数について、投稿時期を含めて示すこと。
- ・動画等を投稿する共有サービスの特性を踏まえたインプレッション（表示回数を増やすための工夫を示すこと。

(ウ) 企画コンセプト

- ・年間を通じて制作する動画において、保育士としての仕事の魅力をどのような切り口（テーマ選定、動画の構成、雰囲気等）で発信していくのかを示すこと。

(エ) 企画内容

- ・動画の基本的な構成や演出等について分かりやすく示すこと。
- ・テーマについて、総論的に説明するのではなく、メインターゲット（20代～40代）の視聴者に興味や関心を覚えてもらえる切り口で取り上げること。
- ・「6 受託者の選定方法」で示すテーマ「潜在保育士に向けた保育情報（仕事の魅力）発信」、「保育士・保育所支援センターの業務」に対する企画、構成及び台本について、絵コンテなどにより分かりやすく示すこと。
- ・「保育士・保育所支援センターの業務」については別添1-2を参考にすること。
- ・現在の各アカウントについては別添1-3を参照すること。
- ・動画を最後まで視聴してもらい、エンゲージメント（いいねやコメント等）を獲得するためのしきけや多くの方に視聴を促すための工夫について示すこと。

(オ) 実績及び制作体制

- ・過去3年程度の類似の業務実績を示すこと。
- ・制作体制を分かりやすく示すこと。
- ・過去に制作した動画を視聴できる二次元バーコードを、企画書内に添付すること。

(カ) スケジュール管理

- ・テーマ決定、打ち合わせ、企画・構成案の作成、撮影、編集、プレビュー、動画投稿という事業スケジュールが分かるように示すこと

(キ) 追加提案

- ・本事業の効果を高めるための追加企画を提案すること。

(ク) 事業者の取組

- ・該当がある場合は、添付書類とともに事業者の取組に関する申出書（様式3）を提出すること。

(コ) 参考見積額

- ・見積書は自社仕様で可とする。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること。

(2) 提出部数

5部（うち正本1部）

※副本には応募者が特定できるような社名・デザイン・記述はしないこと。

(3) 提出期限

令和8年（2026年）2月9日（月）17時まで

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

(4) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

9 質問票

実施要領や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、次のとおり提出する。

(1) 提出方法

質問は必ず質問票（様式4）を用いることとする。（送信後は必ず受信を電話で確認すること。）

(2) 提出期限

令和8年（2026年）2月9日（月）17時まで

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(4) 質問への回答

（1）の質問票に対する回答は、電子メールで行う。なお、回答内容は、必要に応じて熊本県のホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

10 予算額

2,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

11 契約保証金

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、熊本県会計規則第78条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

12 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

ホームページアドレス

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/35/256311.html>

13 その他

（1）手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (6) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (7) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (8) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (9) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかつたとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ その他、協議の結果、審査を行うに当たつて不適当と認められるとき。
- (10) 審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約交渉を行うものとする。）
- (11) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (12) 参加者が1者のみであった場合でも、本企画コンペでの選定は実施する。
- (13) 参加表明手続きを行つた後、都合により企画提案に参加しないこととなつた者は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (14) 予算が成立しなかつた場合、事業を中止する可能性がある。

14 問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県健康福祉部子ども・障がい局
こども未来課 幼児教育・保育班 尾崎・福田
TEL : 096-333-2227
E-Mail : miyazaki-a-da@pref.kumamoto.lg.jp